

1 3 身体障害者手帳について

熊本県障がい者支援課

身体障害者福祉法における援護の実施者について

1 各制度における特定施設（居住地特例の対象となる施設）

身体障害者福祉法	障害者総合支援法	熊本県重度心身障害者医療費
【法第9条及び附則第39条（H17.11.7法律113）、21条（R4.12.16法律104）】 ①のぞみ園、児童福祉施設 ②療養介護を行う病院 ③障害者支援施設 ④生活保護法第30条第1項ただし書の施設 ⑤共同生活援助を行う住居 ⑥介護保険法第8条第11項に規定する特定施設 養護老人ホーム（※1）、有料老人ホーム（※1） 軽費老人ホーム（※1） ⑦介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設 介護保険法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院 ⑧介護療養型医療施設（※令和6年3月31日まで） （※1）地域密着型特定施設（入居定員29人以下）は除く。	【介護給付費等に係る支給決定事務処理等について（事務処理要領）（抜粋）】 （（1）法律上の取扱い（法第19条第3項・第4項、第51条の5第2項、附則第18条第1項・第2項） ①障害者支援施設 ②のぞみの園 ③児童福祉施設 ④療養介護を行う病院 ⑤生活保護法第30条第1項ただし書の施設 ⑥共同生活援助を行う住居 ⑦有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム ⑧介護保険法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院 ⑨介護療養型医療施設 （2）運用上の取扱い ・福祉ホーム ・宿泊型自立訓練 ・精神障害者退院支援施設 等	【住所地特例の対象となる施設等の範囲】 ① 障害者総合支援法第19条第3項及び同法附則第18条に規定する施設 ・のぞみの園、児童福祉施設 ・療養介護を行う病院 ・障害者支援施設 ・生活保護法第30条第1項ただし書きの施設 ・共同生活援助を行う住居 ・有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム ・介護保険法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院 ・介護療養型医療施設 ② 前記①に加え、住所地特例の趣旨を踏まえ、運用上、以下の施設についても住所地特例の対象とする。 ・福祉ホーム、宿泊型自立訓練、精神障害者退院支援施設 等

(参考) 身体障害者福祉法抜粋

(援護の実施者)

第九条 この法律に定める身体障害者又はその介護を行う者に対する援護は、その身体障害者の居住地の市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行うものとする。ただし、身体障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その身体障害者の現在地の市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等（次項及び第十八条において「介護給付費等」という。）の支給を受けて①同法第五条第一項若しくは②第六項の主務省令で定める施設又は③同条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者、④生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設（以下この項において「救護施設」という。）、同条第三項に規定する更生施設（以下この項において「更生施設」という。）又は同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設（以下この項において「その他の適当な施設」という。）に入所している身体障害者、⑥介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十一項に規定する特定施設（以下この項及び次項において「介護保険特定施設」という。）に入居し、又は⑦同条第二十五項に規定する介護保険施設（以下この項及び次項において「介護保険施設」という。）に入所している身体障害者及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十一条第一項第一号の規定により入所措置が採られて同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム（以下この項において「養護老人ホーム」という。）に入所している身体障害者（以下この項において「特定施設入所等身体障害者」という。）については、その者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項若しくは第六項の主務省令で定める施設、障害者支援施設、救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設、介護保険特定施設若しくは介護保険施設又は養護老人ホーム（以下この条において「特定施設」という。）への入所又は入居の前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所又は入居をしている特定施設入所等身体障害者（以下この項において「継続入所等身体障害者」という。）については、最初に入所又は入居をした特定施設への入所又は入居の前に有した居住地）の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。ただし、特定施設への入所又は入居の前に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた特定施設入所等身体障害者については、入所又は入居の前におけるその者の所在地（継続入所等身体障害者については、最初に入所又は入居をした特定施設への入所又は入居の前に有した所在地）の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。

附 則 （平成一七年一月七日法律第一二三号） 抄

（身体障害者福祉法による援護に関する経過措置）

第三十九条 ⑤当分の間、身体障害者福祉法第九条第二項中「第十八条第二項の規定により入所措置」とあるのは「第十八条の規定により入所若しくは入居の措置」と、「又は同条第十一項」とあるのは「若しくは同条第十一項」と、「障害者支援施設」という。）に入所して」とあるのは「障害者支援施設」という。）に入所し、又は同条第十七項に規定する共同生活援助を行う住居に入居して」と、「、救護施設」とあるのは「、共同生活援助を行う住居、救護施設」と、同条第三項中「第十八条第二項の規定により入所措置」とあるのは「第十八条の規定により入所若しくは入居の措置」と、「入所した」とあるのは「入所若しくは入居をした」とする。

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第号。附則第五十六条第二項において「令和四年改正法」という。）第一条の規定による改正前の前項の規定により読み替えられた附則第三十五条の規定による改正後の身体障害者福祉法（以下この項及び附則第四十一条において「新法」という。）第九条第二項の規定は、同項に規定する特定施設（以下この項において「特定施設」という。）に入所することにより、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる新法第九条第二項に規定する特定施設入所身体障害者であって、当該特定施設に入所した際、当該特定施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に居住地を有していたと認められるものについて、適用する。

附 則 （令和四年一月一六日法律第一〇四号） 抄

（身体障害者福祉法による援護に関する経過措置）

第二十一条 第二号改正後障害者総合支援法附則第三十九条第一項の規定により読み替えられた第十三条の規定による改正後の身体障害者福祉法（次項において「第二号改正後身体障害者福祉法」という。）第九条第二項（以下この条において「読替え後の新第九条第二項」という。）の規定は、第二号施行日以後に読替え後の新第九条第二項に規定する特定施設（以下この条において「新特定施設」という。）に入所又は入居することにより、当該新特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる読替え後の新第九条第二項に規定する特定施設入所等身体障害者について適用する。

2 第二号改正後障害者総合支援法附則第三十九条第一項の規定により読み替えられた第二号改正後身体障害者福祉法第九条第三項（以下この条において「読替え後の新第九条第三項」という。）の規定は、第二号施行日以後に継続して新特定施設に入所又は入居することにより、当該新特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる読替え後の新第九条第三項の身体障害者等について適用する。

3 ⑧第二号施行日から令和六年三月三十一日までの間における読替え後の新第九条第二項及び読替え後の新第九条第三項の規定の適用については、読替え後の新第九条第二項中「介護保険施設」という。）とあるのは「介護保険施設」という。）若しくは介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）と、「介護保険特定施設若しくは介護保険施設」とあるのは「介護保険特定施設、介護保険施設若しくは介護療養型医療施設」とし、読替え後の新第九条第三項中「及び介護保険施設」とあるのは「、介護保険施設及び介護療養型医療施設」と、「若しくは介護保険施設」とあるのは「、介護保険施設若しくは介護療養型医療施設」とする。

障 発 0401 第 1 号
こ支障発 0401 第 5 号
令和 5 年 4 月 1 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{指定都市市長} \\ \text{中核市市長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の
一部を改正する法律」等の施行について（通知）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 104 号。以下「改正法」という。）については、昨年 12 月 16 日公布され、その一部が令和 5 年 4 月 1 日に施行されたところである。

改正法の施行に伴う必要な政省令の改正として、「児童福祉法施行令等の一部を改正する政令」（令和 5 年政令第 71 号）、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」（令和 5 年厚生労働省令第 15 号）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する命令」（令和 5 年内閣府令・厚生労働省令第 4 号）を制定し、いずれも令和 5 年 4 月 1 日に施行されたところである。

各改正法令の概要は下記のとおりであり、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底をお願いする。また、都道府県知事におかれては、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知徹底を併せてお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

第一 改正法の主な内容

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正

1 障害福祉計画の作成等のための調査、分析等

- (一) 市町村及び都道府県は、(二)により公表された結果等を分析した上で、当該分析の結果を勘案して、市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画を作成するよう努めるものとした。（第 88 条第 5 項及び第 89 条第 4 項関係）

- (二) 主務大臣は、市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画の作成等に資するため、次に掲げる事項に関する情報（（四）及び第四の一の３において「障害福祉等関連情報」という。）のうち、イ及びロに掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとともに、ハ及びニに掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するよう努めるものとした。

（第 89 条の 2 の 2 第 1 項関係）

イ 自立支援給付に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は障害支援区分別の状況その他の主務省令で定める事項

ロ 障害者等の障害支援区分の認定における調査に関する状況その他の主務省令で定める事項

ハ 障害福祉サービス又は相談支援を利用する障害者等の心身の状況、当該障害者等に提供される当該障害福祉サービス又は相談支援の内容その他の主務省令で定める事項

ニ 地域生活支援事業の実施の状況その他の主務省令で定める事項

- (三) 市町村及び都道府県は、主務大臣に対し、イ又はロに掲げる事項に関する情報を、主務省令で定める方法により提供しなければならないこととした。（第 89 条の 2 の 2 第 2 項関係）

- (四) 主務大臣は、必要があると認めるときは、市町村及び都道府県並びに第 8 条第 2 項に規定する事業者等に対し、障害福祉等関連情報を、主務省令で定める方法により提供するよう求めることができることとした。（第 89 条の 2 の 2 第 3 項関係）

- (五) 主務大臣は、（二）に規定する調査及び分析に係る事務の全部又は一部を連合会その他主務省令で定める者に委託することができることとした。（第 89 条の 2 の 3 関係）

2 居住地特例

- (一) 居住地特例の対象となる施設の追加

介護保険施設等（次のイからハまでに掲げる施設をいう。以下同じ。）に入所又は入居している障害者等に係る介護給付費等の支給決定について、その者が当該施設への入所又は入居の前に有した居住地の市町村が行うものとした。

（第 19 条第 3 項及び第 4 項、第 24 条第 3 項、第 51 条の 5 第 2 項、第 51 条の 9 第 3 項、第 52 条第 2 項、第 56 条第 3 項並びに第 76 条第 4 項並びに附則第 2 条及び第 18 条関係）

イ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設：介護保険法第 48 条第 1 項第 1 号に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

ロ 介護保険法第 8 条第 11 項に規定する特定施設：有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム（これらの施設のうち、地域密着型特定施設を除く。）

ハ 介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）第 26 条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法第 48 条第 1 項第 3 号の指定を受けている同法第 8 条第 26 項に規定する介

護療養型医療施設をいう。) (※)

(※) 介護療養型医療施設については、改正法附則第4条第3項の規定による経過措置により、令和6年3月31日までの間に限り、居住地特例の対象施設となる。

(二) 居住地特例の対象となる施設の追加に関する経過措置

改正法による改正後の居住地特例に関する規定は、令和5年4月1日以後に居住地特例の対象施設に入所又は入居をすることにより、当該施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる者に対し適用するものとした。(改正法附則第4条第1項及び第2項関係)

二 児童福祉法の一部改正

障害児福祉計画の作成等のための調査、分析等に関する事項について、一の1に準じた規定を定めることとした。(第33条の20第5項、第33条の22第4項、第33条の23の2、第33条の23の3関係)

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正

1 医療保護入院の入院手続等に関する事項

(一) 医療保護入院を行う精神科病院の管理者及び措置入院等を行う都道府県知事は、その対象者及び医療保護入院の同意をした家族等又は指定医の診察の立会い等を行った家族等に対し、その措置を行う理由及び退院等の請求に関すること等を書面により知らせるものとした。(第29条第3項、第29条の2第4項及び第33条の3第1項関係)

(二) 精神障害者に対して身体に対する暴力等を行った者等を、医療保護入院の同意をすること等ができる「家族等」から除くこととした。(第5条第2項関係)

2 精神保健指定医の指定制度に関する事項

厚生労働大臣の登録を受けた者が行う精神保健指定医の指定に必要な研修は、指定の申請前三年以内に行われたものまで有効とすることとした。(第18条第1項関係)

四 身体障害者福祉法の一部改正

介護保険施設等に入所又は入居している身体障害者に対する身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に定める援護について、一の2に準じた改正を行うこととした。(身体障害者福祉法第9条第2項関係並びに改正法附則第21条第1項及び第2項)

五 知的障害者福祉法の一部改正

介護保険施設等に入所又は入居している知的障害者に対する知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に定める更生援護について、一の2に準じた改正を行うこととした。(知的障害者福祉法第9条第2項並びに改正法附則第22条第1項及び第2項関係)

第二 児童福祉法施行令等の一部を改正する政令の主な内容

一 児童福祉法施行令の一部改正

都道府県が処理することとされている事務のうち、児童相談所設置市が処理する事務

から、改正法による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 23 の 2 第 2 項の規定による情報の提供に関する事務（三において「情報の提供に関する事務」という。）を除くこととした。（第 45 条の 3 第 1 項関係）

二 身体障害者福祉法施行令の一部改正

- 1 身体障害者手帳の交付を受けた者が、同一の都道府県の区域内において居住地を移したときであって、介護保険施設等に入所又は入居したときは、同一の都道府県の区域内において居住地を移した旨の都道府県知事への届出を要しないこととした。（第 9 条第 2 項関係）
- 2 身体障害者手帳の交付を受けた者が、他の都道府県の区域に居住地を移したときであって、介護保険施設等に入所又は入居したときは、他の都道府県の区域に居住地を移した旨の都道府県知事への届出を要しないこととした。（第 9 条第 4 項関係）
- 3 身体障害者手帳の交付を受けた者が、同一の都道府県の区域内において居住地を移したとき又は、他の都道府県の区域に居住地を移したときの都道府県知事への届出に関する経過措置について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第 3 項及び第 4 項関係）

三 地方自治法施行令の一部改正

都道府県が処理することとされている事務のうち、指定都市及び中核市が処理する児童福祉に関する事務から、情報の提供に関する事務を除くこととした。（第 174 条の 26 第 1 項及び第 174 条の 49 の 2 第 1 項関係）

四 経過措置

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令による改正後の身体障害者福祉法施行令第 9 条第 2 項及び第 4 項の規定は、この政令の施行の日以後に居住地を移した身体障害者手帳の交付を受けた者について適用し、同日前に居住地を移した身体障害者手帳の交付を受けた者については、なお従前の例によることとした。（附則第 2 項関係）

第三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の主な内容

改正法による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 5 条第 2 項第 4 号の厚生労働省令で定める者は、

- ・ 当該精神障害者に対して児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待を行った者
- ・ 当該精神障害者に対して配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 1 項に規定する身体に対する暴力等を行った配偶者
- ・ 当該精神障害者に対して高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）第 2 条第 3 項に規定する高齢者虐待を行った者
- ・ 当該精神障害者に対して障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する

る法律（平成 23 年法律第 79 号）第 2 条第 2 項に規定する障害者虐待を行った者等とする。（第 1 条関係）

第四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する命令の主な内容

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正

1 改正法による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下この 1 及び 2 において「法」という。）第 89 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号の主務省令で定める事項として、

- ・ 自立支援給付に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は障害支援区分別の状況に関する事項及びこれらに準ずる事項
- ・ 障害者等の障害支援区分の認定における調査に関する状況に関する事項及びこれらに準ずる事項

を定めることとした。（第 68 条の 3 の 2 第 1 項及び第 2 項関係）（※）

（※）一方、法第 89 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の主務省令で定める事項については、今後、社会保障審議会障害者部会などで議論した上で、収集する情報を定める予定であるため、今般の省令改正において措置していない。

2 改正法による改正後の法第 89 条の 2 の 2 第 2 項の規定により、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣（3 において「長官等」という。）に対し同条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項に関する情報を提供する場合には、市町村又は都道府県は、当該情報を、電子情報処理組織を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録を提出する方法により提出しなければならないこととした。（第 68 条の 3 の 2 第 3 項関係）

3 長官等は、市町村長又は都道府県知事から、市町村障害福祉計画若しくは都道府県障害福祉計画（この 3 において「市町村障害福祉計画等」という。）の作成、市町村障害福祉計画等に基づく施策の実施又は市町村障害児福祉計画等の達成状況の評価に資することを目的とする調査及び分析を行うため、障害福祉等関連情報の提供を求められた場合であって、当該障害福祉等関連情報を提供する必要があると認めるときは、当該障害福祉等関連情報を市町村長又は都道府県知事に提供することができることとした。（第 68 条の 3 の 3 関係）

二 児童福祉法施行規則の一部改正

一と同様の改正を行う。（第 36 条の 30 の 6 の 2 及び第 36 条の 30 の 6 の 3 関係）

第五 その他

市町村及び都道府県による第一の一の 1 の（二）のイ及びロに掲げる情報の提供、居住地特例並びに第一の三の 1 に掲げる入院手続等に関する様式等の詳細については、下記①～④により別途通知等を行っているところであり、制度の運用にあたっては、これらの通知等も適宜参照されたい。

① 障害福祉サービスデータベース本格運用の開始について（令和 5 年 3 月 29 日事務連

絡)

- ② 介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）
- ③ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条第三項に基づき医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について」の一部改正について（令和5年3月2日障発 0302 第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- ④ 「「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」の一部改正について」（令和5年3月2日障精発 0302 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）